

## 令和7年度みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度運営業務 委託仕様書

### 1 委託業務の名称

令和7年度みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度運営業務

### 2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 3 委託業務の目的

県では、介護事業所における人材確保・定着のための取組の促進を目的として、平成28年度にみやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度（以下「認証制度」という。）を設けたが、事業所の取組の更なる促進のため、令和6年度に制度を改め、運営についても支援に注力することとした。

本業務では、取組の進んでいない事業所を重点的に支援し、業界全体の底上げに繋げるとともに、離職率の低い優良事業所のPRを強化し、職場環境改善の喚起を図る。

### 4 委託業務の内容

認証制度の運営に係る次の業務を行うこと。認証制度の内容はみやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度実施要綱に定めるところによる。

#### (1) 制度の運営

##### イ 事業所及び法人への周知

県内介護サービス事業所及び法人に、制度及び(2)についてのチラシ等を作成し、周知を行うこと。併せて、従前からの宣言事業所及び認証事業所に対して、経過措置についての周知を行うこと。

##### ロ 宣言・認証事務

宣言の受理、認証申請の受付、書類審査・確認調査及び県への結果報告、認証証の送付、認証マーク使用申請の受付及び承認を行うこと。

##### ハ ホームページでの公表事務

宣言・認証事業所の一覧と、各認証事業所の概要（基本情報のほか、公表項目は協議による。）及び認証項目達成状況の一覧を作成し、県に随時報告すること。ただし、従前からの認証事業所の概要（基本情報以外で追加する公表事項）については、事業所が公表を希望する場合に限る。

なお、公表事項は県公式ホームページ上に掲載し、ページの作成及び公表は県が行う。

#### (2) 宣言・認証取得支援

令和7年度内に20事業所以上が認証を取得することを目標に、以下を実施すること。

##### イ 事業説明会・相談会

事業説明会を2回程度、相談会を15回程度実施すること。

##### ロ 個別コンサルティング

宣言事業所及び認証事業所を対象に、事業所の課題に合わせた職場環境改善の支援を

3回程度実施すること。

ハ セミナー

(イ) 宣言事業所向けセミナー

認証基準を満たすための制度構築の方法等を説明するセミナーを実施すること。

テーマは3つ、各1回程度とする。

(ロ) 認証事業所向けセミナー

リーダー層を育成するためのセミナーを実施すること。テーマは3つ、各1回程度とする。

ニ その他

宣言・認証取得支援に向けて効果的な取組を提案すること。

(3) 介護職員等への制度周知

介護職員、学生その他求職者への制度周知のため、チラシ等を作成し、周知を行うこと。

## 5 業務完了報告書

本業務完了後、事業の実施状況等の実績を、写真等とともに掲載した任意様式の実施報告書を作成し、速やかに発注者へ提出すること。本業務で作成した各種報告書、企画配布物、広報物等についても、成果物として業務完了報告書に添付すること。

(1) 提出形式：紙媒体1部、電子媒体1部

(2) 提出先：宮城県保健福祉部長寿社会政策課介護人材確保推進班

## 6 契約に関する条件等

(1) 成果物の利用（二次利用等）

本業務による成果物の著作権は発注者に帰属するものとし、また、発注者は、本業務の成果物を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

(2) 機密の保持

受注者（再委託により受注した者を含む。以下同じ。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

## 7 その他

仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定する。